

※既存住宅のリフォームの交付申請時に提出してください

＜建築主等(宅建業者が建築主の場合は当該住宅の購入者)と住宅事業者との同意書例＞

※補助金の最終的な帰属先は建築主等とする。

住宅ストック維持・向上促進事業補助金「補助金の受け取り等に関する同意書」

年 月 日

甲：代表提案者

住所

〇〇〇〇 印

乙：住宅事業者

住所

〇〇〇〇 印

丙：住宅の建築主等

住所

〇〇〇〇 印

(住宅リフォーム工事費用への充当)

第1条 最終的な補助金額については、実績報告書で確定することを確認する。

2 本補助金の受領については、甲、乙及び丙を代表して甲が行うものとし、甲は補助金の受領後、速やかに、住宅リフォーム工事費用の内、補助金相当額を乙に支払うものとする。

3 乙は補助金の受領後、速やかに、住宅リフォーム工事費用の内、補助金相当額を丙に支払うものとする。

(不承認の場合)

第2条 本申請にもかかわらず本補助金の不交付が確定した場合には、交付を前提として定めた住宅リフォーム工事費用の支払いについては、甲、乙及び丙によって誠実に協議するものとする。

(その他)

第3条 本規約に定めなき事情が生じた場合には、甲、乙及び丙によって誠実に協議するものとする。

2 本規約の成立を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名捺印し保管する。